

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン・ハジエミット王国政府に對する贈与に関するヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	250,000千円 -----	H24.3.8 アンマン で (同日)	日本側 小菅淳一在ヨルダン大使 ヨルダン側 ジャアアナル・アベツッド・ハッサン計画・国際協力大臣	H24.3.21 79号
ヨルダン	テル・カラマ国境治安対策強化計画のための贈与に関するヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	テル・カラマ国境治安対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	542,000千円 H27.1.31まで	H24.5.17 アンマン で (同日)	日本側 小菅淳一在ヨルダン大使 ヨルダン側 ジャアアナル・アベツッド・ハッサン計画・国際協力大臣	H24.5.29 190号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。